個人情報の取り扱いについて

- 個人情報保護に関する基本方針に基づき業務を遂行しております。なお、次に該当するデータは生活習慣病の予防（保健指導、受診勧奨等）を目的に、事業所と共有いたします。
  - 事業所が実施する健康診断の結果、健康保険組合が実施する生活習慣病健診及び人間ドックの生活習慣病関連項目（血圧、脂質、血糖など）
- 次に該当する場合は、本人の事前の同意を得ることなく、本人の個人データを第三者に提供することがあります。
  - 法令に基づく場合
  - 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
  - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
  - 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

個人情報保護に関する基本方針をはじめ、詳細はホームページをご覧ください。

小田急グループ健康保険組合
TEL 03-3346-3853

2019年4月改訂

健康保険のしおり

みなさんとご家族の健康を支える「健康保険」についてのご案内です。みなさんに知っておいていただきたい大切な情報ですので、お手元に置き、必要なときにご活用ください。

なお、より詳しい情報や最新のお知らせについては健康保険組合ホームページをご覧ください。

http://www.ogkenpo.com/

小田急グループ健康保険組合

健康保険のあらまし

いざというときに生活を支える「健康保険」

病気やけが、出産や死亡の場合には、私たちの生活に大きな経済的負担がかかります。このような事態に備えて、日頃から保険料を出し合い、いざというときに必要な医療や現金の給付を行うのが「健康保険」という制度です。

健康保険組合の主な業務内容

健康保険組合とは、健康保険を運営する公法人で、「保険給付」と「保健事業」を主な業務として行っています。

- **保険給付…病気、けが、出産、死亡などのとき、医療費を負担したり、いろいろな給付金を支給します。**
- **保健事業…健康の保持増進をはかる事業で、保健思想の PR、病気の予防、スポーツのすすめなどを行っています。**

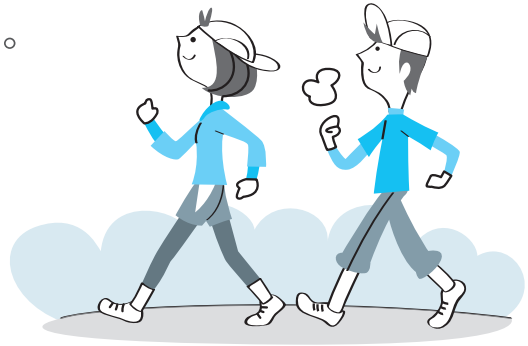

健康保険に加入する人（被保険者）

会社に入社したみなさんは「被保険者」です

みなさんは、会社が手続きをすることで小田急グループ健康保険組合の「被保険者」となります。被保険者になると、健康保険組合に保険料を納め、保険給付を受けたり、保健事業を利用したりすることができます。

被扶養者の範囲について

ご家族の方が、一定の基準を満たしていて、健康保険組合に認定された場合には「被扶養者」として小田急グループ健康保険組合に加入することができます。

認定の基準や条件等の詳細はホームページをご覧ください。

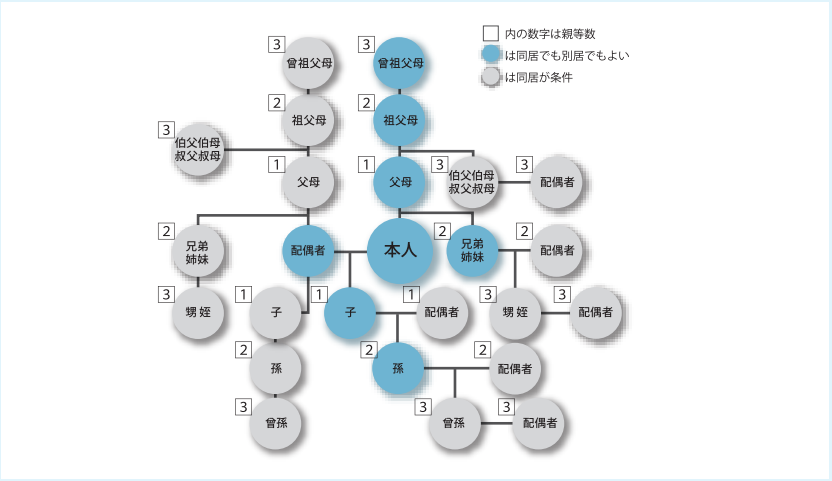

保険証は大切に

なくさないよう注意しましょう

被保険者（被扶養者）になると「保険証」が交付されます。保険証は当健康保険組合の加入者であることの証明書です。大切に扱いましょう。なお、保険証の貸し借りや不正使用は法律で禁止されています。

保管には十分気をつけて

保管には十分気をつけましょう。万が一外出先での紛失、盗難にあったときは、悪用されないよう警察に届け出たうえで、必ず会社を通じ健康保険組合に届け出ましょう。

すみやかに届け出を

次の場合には、すみやかに会社を通じ健康保険組合に届け出をしてください。

・保険証をなくしたとき
・保険証を棄損したとき
・氏名の変更があったとき
・ご家族の方が被扶養者の資格を失ったとき

※保険証の再発行には原則として手数料(500円)がかかります。

資格喪失後はただちに返却を

保険証は健康保険組合への加入を証明するために発行・交付される証明書です。退職や被扶養者でなくなる場合は、保険証は無効となり使用できません。ただちに所定の手続きをして返却してください。

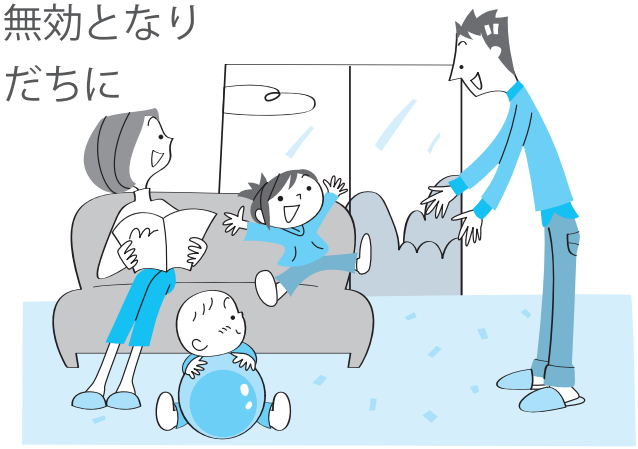

医療機関にかかるときは

健康保険を扱う医療機関（保険医療機関）にかかるとき、保険証を提示すれば、医療費の自己負担分（原則３割※）の支払いで必要な治療が受けられます。

※自己負担の割合は、年齢や所得によって異なります。

健康保険が使えるとき・使えないとき

業務外の原因による病気やけがをしたときは、健康保険を扱う医療機関の窓口に保険証を提示すると健康保険を使って必要な療養が受けられます。ただし、すべての医療等に保険が使えるわけではないのでご注意ください。

健康保険が使えるとき（業務上以外の原因に限る）

- 診察
- 薬剤、治療材料の支給
- 処置、手術その他治療
- 入院、看護
- 在宅療養、在宅看護

健康保険が使えないとき

- 日常生活の疲れや、肩こりなどによる整骨院・接骨院での施術
- 美容目的の整形手術
- 仕事や日常生活に支障のないシミ、アザの除去など
- 予防注射、予防内服
- 経済的理由による人工妊娠中絶
- 保険対象外の研究中の医療

こんなときも健康保険は使えません

■ 勤務中や通勤途中のけが

勤務中や通勤途中にけがをしたときは、「労災保険」から給付を受けることになります。

■ 正常な出産

正常な出産は病気とはみなされません。ただし、出産費用の補助として「出産育児一時金」、出産のため欠勤したときの生活費補助として「出産手当金」が受けられます。

■ 健康診断

診察の結果、医師が必要と認めた場合を除き、健康診断などの検査には健康保険が使えません。ただし、健康保険組合では保健事業として、各種健康診断を行い負担の軽減を図っています。

詳細はホームページをご覧ください。
http://www.ogkenpo.com/

交通事故にあったとき

第三者の行為で病気やけがをしたときは届け出を

自動車事故などの第三者行為が原因でけがをしたときも、健康保険で治療が受けられます。しかし、この場合に健康保険組合が負担した治療費は、加害者に負担していただきます。健康保険組合は、治療費を一時的に立て替え、後で加害者に請求します。

次のような場合も第三者行為となります

- 不当な暴力や傷害行為を受け、けがをしたとき
- 他人の飼い犬に噛まれたとき
- スキー・スノーボード等の衝突、接触事故
- その他（工事現場の落下物によるけがなど）

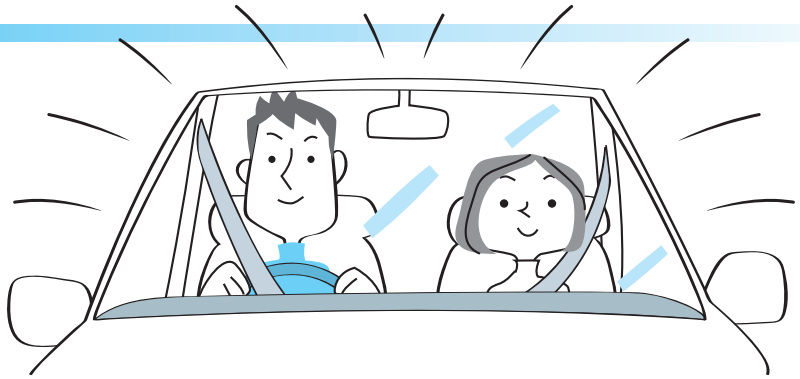

健康保険組合へすみやかに届け出を

第三者行為によるけがや病気の治療を健康保険で受けたときは、健康保険組合が立て替えた治療費を、後日加害者に請求しますので、必ず届け出をしてください。

示談は慎重に

示談をするときは、思わぬトラブルを招くことがあります。示談をする前に健康保険組合にご連絡ください。

交通事故にあったら … 気をつけたい４つの　ポイント

1 できるだけ冷静に
事故にあうとショックで冷静さを失いがち。落ち着いて判断を。

2 加害者を確認
相手のナンバー、運転免許証、車検証などの確認を忘れずに。

3 警察へ連絡
どんな小さな事故でも必ず警察に連絡を。

4 必ず病院へ
思わぬ後遺症があることも。軽いけがでも必ず病院へ。

保険給付について

こんなとき保険給付が受けられます

病気やけが、出産や死亡のときには、保険給付が受けられます。給付内容は法律で定められていますが、当健康保険組合ではさらに独自の給付（付加給付）を行うものもあります。

詳しい支給の要件や、給付内容などはホームページをご覧になるか健康保険組合にお問い合わせください。

給付が受けられるとき

※法改正等により変更になる場合があります。

病気やけがをしたとき

療養の給付　保険外併用療養費
家族療養費　療養費

医療費の7割を健康保険組合が負担、3割を自己負担

- 義務教育就学前の被扶養者は自己負担２割
- ７０歳以上の高齢者は自己負担２割または３割

自己負担が高額になったとき

高額療養費　合算高額療養費

医療費の自己負担額が、一定額を超えたときに超えた分を支給

【一定額の計算方法の例】

標準報酬月額２８万～５０万円の方：
８０，１００円＋（医療費－２６７，０００円）×1％

※一定額は、標準報酬月額によって変わります。
※１年間にかかった医療と介護の費用を合わせた額が一定額を超えた場合は、高額介護合算療養費を支給します。

「限度額適用認定証」*を提出すると、1カ月の医療機関での支払いが自己負担限度額までで済みます。

＊必要な場合は申請が必要です。

訪問看護を受けたとき

訪問看護療養費

かかった費用の７割を健康保険組合が負担、３割を自己負担

- 義務教育就学前の被扶養者は自己負担２割
- ７０歳以上の高齢者は自己負担２割または３割

入院したとき（食費）

入院時食事療養費

1食あたり460円（1日3食を限度）を自己負担すれば、残額は健康保険組合が負担

※65歳以上で療養病床に入院した場合は、食費と生活費の一定額が自己負担となり、残額は入院時生活療養費として支給

転院などで費用がかかったとき

移送費

支給要件に該当している場合に限り、かかった実費を全額支給

病気やけがのため仕事を休んだとき

傷病手当金（被保険者のみ）

支給要件に該当している場合は、1日につき直近12カ月間の標準報酬月額平均額の1/30の2/3相当額を支給

支給期間…休業4日目から、1年6カ月間（最長）

死亡したとき

埋葬料

一律50,000円を支給

※遺族以外が埋葬した場合は、埋葬料の範囲内で実費を支給

出産のため仕事を休んだとき

出産手当金（被保険者のみ）

1日につき直近12カ月間の標準報酬月額平均額の1/30の2/3相当額を支給

支給期間…出産日以前42日間（多胎98日間）・出産日後56日間

出産したとき

出産育児一時金

1児の出産につき420,000円を支給

※分娩機関が産科医療補償制度に未加入または妊娠22週未満の場合は404,000円

手続きはすみやかに

給付によっては、健康保険組合に請求手続きをしないと受けられないものがあります。2年間請求がないと、給付を受ける権利を失ってしまいますのでご注意ください。

一部の申請書式はホームページからダウンロードできます

請求手続きには、所定の用紙が必要です。申請書類は、健康保険組合のホームページからダウンロードできますので、ご記入のうえ、会社を通じ健康保険組合に提出してください。また、請求内容によっては、添付書類が必要になります。詳しくはホームページでご確認ください。

http://www.ogkenpo.com/

みなさんの健康づくりをサポートする　保健事業

ホームページ
病気やけがをしたときの給付内容・申請方法、介護保険のしくみ、人間ドック・各種健診の申請書等、タイムリーで見やすいコンテンツを提供しています。URL→ http://www.ogkenpo.com/

保健事業のご案内
人間ドックをはじめとする各種健診の補助金やインフルエンザ予防接種補助金等の各種申請書を冊子にし配布しています。

ＫＥＮＰＯだより
事業内容、決算・予算、健康に関する情報等を掲載し配布しています。

ケンポトピックス
タイムリーな情報を掲載した『ケンポトピックス』を各事業所に掲出しています。

ほけんし☆なう。
健保組合の保健師が季節や時事に合わせた健康ニュースをお届けしています。

KENPOS
毎日の健康管理が楽しくできる健康応援 web サイトです。
URL→ https://www.kenpos.jp

ヘルシーハイキングの実施　（健保組合加入者）

育児月刊誌の配布
育児の合間に読める育児月刊誌『赤ちゃんとママ』を1年間（12回）無料でご自宅に郵送しています（第一子を出産した健保組合加入の被保険者または扶養されている配偶者）。

医療費のお知らせ
保険医療機関にかかった被保険者・被扶養者の医療費の内容等をお知らせしています。

生活習慣病健診（被保険者）
循環器健診（３０歳以上）
大腸がん検診（３０歳以上）
前立腺がん検診（50歳以上の男性）

特定健康診査（４０～74歳の被扶養者、任意継続被保険者）

人間ドック（３０歳以上の被保険者、被扶養者）

女子被保険者がん検診（３０歳以上の被保険者）
※子宮頸がん検診は年齢制限なし

配偶者乳がん・子宮頸がん検診
（健保組合加入の被扶養者で３０歳以上）

インフルエンザ予防接種補助金（被保険者のみ）

禁煙治療費用補助金（被保険者のみ）

保健指導
保健師が各会社に訪問し、特定保健指導の対象者を中心として生活習慣病の所見のある方に個別面談を行っています。

事業所への健康支援
事業所における健康づくり対策を支援しています。
(喫煙対策支援、食堂環境改善、メンタルヘルス支援等)

健康セミナー
生活習慣病、メンタルヘルス、アルコール、たばこ等、各種テーマでセミナーを実施しています。

みんなの健康相談
電話、メール、面談等で心と体の健康について相談いただけます。